

災害時における情報収集・物資輸送の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市地域に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、情報収集、食糧、生活雑貨品、医薬品その他の防災資材、復旧資材等の物資（以下「物資等」という。）の輸送について、航空機の必要が生じた場合、甲が乙に協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、石狩市災害対策本部を設置し、災害時の情報収集、物資輸送で航空機を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の前条の要請は、石狩市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 要請に当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、別に定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請機の種類
- (3) 要請機の機体数
- (4) 要請の期間
- (5) 輸送場所の担当部局の名称及び担当者名
- (6) その他必要な事項

3 乙が前各号の要請を受けた場合、航空法、その他航空関係法令に支障がなく、乙の機体調整上可能な限り協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した時は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細則で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した機体、従業員名簿及び甲が搭乗した場合の搭乗者名簿
- (2) 従事した日数及び飛行時間
- (3) 収集した災害情報
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 情報収集、物資輸送の協力に要した経費は、甲の負担とする。

（経費の請求）

第6条 乙は、本協定に基づく出動終了後、甲に対し航空機の出動に係る費用を請求することができる。

- 2 前項の費用は、乙が運輸省の認可を受けて別に定める「機種別基本飛行料金表」に基づいて計算するものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、甲の規程に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定及び事務手続に関する連絡責任者は、甲にあっては石狩市総務部長、乙にあっては朝日航洋株式会社北海道支社航空営業課長とする。

(情報の提供)

第9条 乙は、輸送諸活動中に覚知した災害被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第10条 本部長は、必要に応じて乙の航空機に職員を同乗させることができるものとする。

- 2 乙が輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じて、本部長に職員の同乗を要請することができる。

(協定の円滑化)

第11条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練に乙への参加の要請をするものとする。

- 2 乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行われるよう、積極的に参加するものとする。

- 3 乙は前項の要請があり、航空機を出動させた場合に係る費用を第6条に基づき、甲に請求することができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、甲と乙は、定期的に協議を続けるものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、避難所など防災関係資料を修正する都度、乙に通知するものとする。

- 2 定期的な協議は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(責任及び損害賠償)

第13条 乙は甲に対し、本作業中に生じた次の損害を賠償する責を負う。但し、当該損害が乙の責に起因しない場合はこの限りではない。

(1) 甲の職員が乙の航空機に搭乗中（乗降時を含む）死亡又は受傷した場合

(2) 第三者に損害を与えた場合

- 2 前項における乙の損害賠償額は第三者に対するものを除き、乙が付保する第三者・乗客包括賠償責任保険により填補される額を限度とする。

- 3 甲に起因する理由により、乙に損害を与えた場合は、甲は乙に対し賠償する責を負う。

(協議事項)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、双方協議して実施細則に定めるものとする。

(付則)

第15条 この協定は、平成9年11月20日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年11月20日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 齊 藤 英 二

乙 札幌市西区発寒8条11丁目3番50号
朝日航洋株式会社

北海道支社長 照 井 真 弥